五　その他

1　公聴会に出席して意見を述べようとする者は、別記様式により、住所（郵便番号及び電話がある場合は電話番号を付記すること。）、氏名（ふりがなを付すこと。）、職業（団体又は企業にあっては、その名称、所在地及び代表者の氏名並びにその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）及び意見の概要を記載した北海道経済産業局長あての意見陳述届出書（一人一通に限る。）を作成し、封筒の表に「○○ガス株式会社関係公聴会陳述希望」と明記の上、第一号の1の事案については、平成二十二年八月九日まで、第一号の2の事案については、平成二十二年八月十一日までに北海道経済産業局資源エネルギー環境部資源エネルギー環境課電気・ガス事業室（郵便番号〇六〇―〇八〇八　札幌市北区北八条西二丁目一番一号　札幌第一合同庁舎）に到達するよう提出すること。なお、意見陳述の届出が多数の場合は、北海道経済産業局長が意見を述べることのできる者を指定の上、その旨を届出者あて通知する。

2　傍聴を希望する者は、郵便往復はがきに、住所、氏名及び「○○ガス株式会社関係公聴会傍聴希望」（第一号の事案の別を明記のこと）の旨並びに返信用ハガキの宛先を必ず明記すること（ただし、一人一通に限る。）。第一号の1の事案については、平成二十二年八月九日まで、第一号の2の事案については、平成二十二年八月十一日までに北海道経済産業局資源エネルギー環境部資源エネルギー環境課電気・ガス事業室（郵便番号〇六〇―〇八〇八　札幌市北区北八条西二丁目一番一号　札幌第一合同庁舎）に到達するよう申し込むこと。なお、傍聴申込みが多数の場合は、抽せんにより傍聴者を指定の上、その旨を届出者あて通知する。

3　公聴会が前記第二号の期日中に終了しないときは、翌日以降も続行する。

4　期日までに意見陳述届出書の提出がない場合は、公聴会は開催しないものとする。

様式

意見陳述届出書

北海道経済産業局長　殿

届出者　氏名（ふりがな）

（郵便番号）

住所

（電話番号）

職業

○○申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会に出席して意見を述べたいので、次のとおり意見の概要を付して届け出ます。

（意見の概要）

備考

1　届出書の用紙の大きさは、できる限り日本工業規格Ａ４縦（横書き）とすること。

2　意見の概要は、できる限り所定の欄に記載することとし、意見の詳細を記載する場合には、別紙に記載して届出書に添付すること。

3　団体又は企業の場合は、氏名の欄にはその名称、代表者の氏名及びその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）を、住所の欄にはその団体又は企業の所在地を、職業の欄にはその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の職名を記載すること。

ガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号）第百十五条第一項の規定に基づき、件名、公聴会の期日及び場所並びに事案の要旨を次のように告示する。

平成二十二年八月三日

東北経済産業局長　豊國　浩治

一　件名

1　にかほ市申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会

2　寒河江ガス株式会社申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会

3　釜石瓦斯株式会社申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会

二　期日

1　前号1の事案　平成二十二年九月七日　午後二時から

2　前号2の事案　平成二十二年九月八日　午後二時から

3　前号3の事案　平成二十二年九月九日　午後二時から

三　場所　第一号1から3の事案　仙台合同庁舎六階　東北経済産業局第一・二会議室（宮城県仙台市青葉区三丁目三番一号　仙台合同庁舎）

四　事案の要旨

1　第一号1の事案　未普及供給区域の見直しによる供給区域の変更（にかほ市の一部区域の減少）に係る一般ガス供給約款の変更

2　第一号2の事案　未普及供給区域の見直しによる供給区域の変更（寒河江市の一部区域の減少）に係る一般ガス供給約款の変更

3　第一号3の事案　未普及供給区域の見直しによる供給区域の変更（釜石市の一部区域の減少）に係る一般ガス供給約款の変更

4　詳細は、東北経済産業局資源エネルギー環境部電力・ガス事業課（宮城県仙台市青葉区本町三丁目三番一号　仙台合同庁舎）及び第一号1の事案についてはにかほ市（秋田県にかほ市平沢字舟橋四番地）、第一号の2の事案については寒河江ガス株式会社（山形県寒河江市大字寒河江字石田二四番地）、第一号の3の事案については釜石瓦斯株式会社（岩手県釜石市浜町一丁目五番九号）において閲覧に供する。

五　その他

1　公聴会に出席して意見を述べようとする者は、別記様式により、住所（郵便番号及び電話がある場合は電話番号を付記すること。）、氏名（ふりがなを付すこと。）、職業（団体又は企業にあっては、その名称、所在地及び代表者の氏名並びにその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）及び意見の概要を記載した東北経済産業局長あての意見陳述届出書（一人一通に限る。）を作成し、封筒の表に第一号1の事案については「にかほ市（一般ガス）関係公聴会陳述希望」の旨を記載して平成二十二年八月十八日、第一号の2の事案については「寒河江ガス（一般ガス）関係公聴会陳述希望」の旨を記載して平成二十二年八月十九日、第一号の3の事案については「釜石瓦斯（一般ガス）関係公聴会陳述希望」の旨を記載して平成二十二年八月二十日までに、東北経済産業局資源エネルギー環境部電力・ガス事業課（郵便番号九八〇―八四〇三　宮城県仙台市青葉区本町三丁目三番一号　仙台合同庁舎）に到達するよう提出すること。

2　傍聴を希望する者は、郵便往復はがき（住所、氏名及び第一号1の事案については「にかほ市（一般ガス）関係公聴会傍聴希望」、第一号の2の事案については「寒河江ガス（一般ガス）関係公聴会傍聴希望」、第一号の3の事案については「釜石瓦斯（一般ガス）関係公聴会傍聴希望」の旨並びに返信用はがきのあて先を必ず明記すること。ただし、一人一通に限る。）により、第一号1の事案については平成二十二年八月十八日、第一号の2の事案については平成二十二年八月十九日、第一号の3の事案については平成二十二年八月二十日までに東北経済産業局資源エネルギー環境部電力・ガス事業課（郵便番号九八〇―八四〇三　宮城県仙台市青葉区本町三丁目三番一号　仙台合同庁舎）に到達するよう申し込むこと。

なお、傍聴申込みが多数の場合は、抽選により傍聴者を指定の上、その旨を申込者あて通知する。

3　公聴会が前記第二号の期日中に終了しないときは、翌日以降も続行する。

4　期日までに意見陳述届出書の提出がない場合は、公聴会は開催しないものとする。

様式

意見陳述届出書

東北経済産業局長　殿

届出者　氏名（ふりがな）

（郵便番号）

住所

（電話番号）

職業

○○申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会に出席して意見を述べたいので、次のとおり意見の概要を付して届け出ます。

（意見の概要）
